

応援します！！働く世代の健康づくり

健康すまいる事業手続きの流れ

4月～5月

登録の申請

(登録は1度のみ)

令和4年度以降に登録した事業所は申請する必要はありません。

従業員（経営者を除く）1名から申請可

必須項目・・・4分野5項目

受動喫煙対策、健康診査受診等

選択項目・・・9分野12項目中、4項目以上実施

保健指導実施、感染症予防対策、メンタルヘルス対策等



～12月中旬

目標達成のための健康づくりを実践

【市の健康づくり事業もご活用ください】

- ・生活習慣病予防講座等の講師を派遣
- ・健康情報等のメール配信
- ・市の専門職が従業員の健康づくりについてアドバイス
- ・生命保険各社などの応援サービス



～12月13日
実施状況の報告

報告書を提出し、取組結果を報告

目標を達成すれば
健康すまいる達成事業所に認定!!

- ・健康すまいる取組達成事業所としてPR
- ・最優良者には市から表彰
- ・資金融資の利子補給に係る優遇措置

ご 注 意 ！ ！

健康すまいる事業の取組みが達成できなかった場合、当該年度だけでなく、次年度以降の優遇措置も受けられませんのでご注意ください。

※ 一般補給利子率での補給は受けられます

【問合せ・申込先】

越前市役所健康増進課 TEL) 24-2221 FAX) 24-5885 MAIL) kenkou@city.echizen.lg.jp

* 本事業は、市と全国健康保険協会(協会けんぽ)福井支部が連携し実施しています。